

大雪・風水害における臨時休園等ガイドライン

1 目的

市内の保育所等が大雪や台風等の風水害により、平常時の保育を継続することが困難であると判断される場合、登園自粛要請や臨時休園の判断及び対応を行うことにより、子ども、保護者、保育従事者等の生命と安全を守ることを目的とする。

2 対象

市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）

3 臨時休園等の判断の主体

市は、大雪や台風等の風水害により、平常時の保育を継続することが困難であるかどうかについて、本ガイドラインを基に判断する。

ただし、施設の性格上、個別に判断すべき場合には、当該保育所等は事前に子ども育成課保育係に協議をするものとする。なお、危険が迫ってきていて協議するいとまがない場合はこの限りではなく、当該保育所等が独自に判断を行い、市へは事後に連絡をするものとする。

4 地域防災計画におけるタイムライン（防災行動計画）について

（1）大雪

市の地域防災計画には、大雪に関する災害対策組織の設置基準が定められている。

気象情報	市の行動	保育係の行動の目安
大雪注意報（24 時間降雪の深さ 10cm）	●情報監視態勢 気象状況の把握	・保育所等、保護者への 情報提供・注意喚起
気象状況の悪化の予想（24 時間以内の災害発生予想） 大雪警報（24 時間降雪の深さ 30cm）発表または発表が予想される場合	●雪害情報連絡会態勢 雪害情報連絡会の設置 職員の体制（自宅待機、一部の職員は宿泊の必要性等の検討） 各施設、行事等（福祉バス含む）の対応方針の確認	・登園自粛要請の決定（全施設） ・臨時休園の検討・決定（全施設） （子ども家庭部長が判断）
降雪の深さがおおむね 30cm	●雪害緊急対策会議態勢	・臨時休園の決定（全施

を超え、積雪により市民生活に支障をきたすおそれがある場合	雪害緊急対策会議の設置 災害防止対策 広報活動 職員招集範囲の決定と招集 小中学校、保育園及び市施設等の対応 市主催事業の対応	設)
特別警報発表 人的被害やライフラインの停止、住民等の避難が必要となる状況	●第一非常配備態勢（災害対策本部設置） ●第二非常配備態勢（災害対策本部設置）	・全施設の臨時休園が「確定」 同上

(2) 風水害

市の地域防災計画には、台風の接近・上陸に伴う多摩川の洪水を対象とした避難情報の発令等に着眼したタイムライン（防災行動計画）があり、これには、気象・水象情報に基づき、市が行う行動が示されている。

気象・水象情報	市の行動	保育係の行動の目安
台風情報（随時） 台風に関する東京都気象情報（随時） 大雨注意報・洪水注意報発表 大雨・洪水警報発表 暴風警報発表 （警戒レベル1、警戒レベル2に相当）※気象庁が発表	●情報監視態勢 消防団・施設管理者に注意喚起 住民に注意喚起 ●風水害情報連絡会態勢 警戒体制・職員招集の検討 消防団に「待機・準備」を指示	・保育所等、保護者への情報提供・注意喚起 ・登園自粛要請の検討・決定（全施設） ・臨時休園の検討・決定（杉ノ子第二・わらべつくし（以下「2園」）） ・代替保育の調整
氾濫注意水位到達 調布橋水位観測所 ：水位 1.00m	●風水害緊急対策会議設置 避難所開設の準備 要配慮者利用施設、関係機関に氾濫注意情報を伝達 消防団に「出動」を指示 （警戒レベル3）高齢者等避難の発令準備（避難が夜間・早朝となる場合は、早めの発表判断）	・登園自粛要請の決定（全施設） ・臨時休園の検討・決定（2園） ・2園を臨時休園とした場合は代替保育実施
避難判断水位到達 調布橋水位観測所	●第一非常配備態勢（災害対策本部設置）	・2園の臨時休園が「確定」

<p>：水位 1.20m (警戒レベル3)</p>	<p>【高齢者等避難発令】(警戒レベル3) (警戒レベル4) 避難指示の発令準備 (避難が夜間・早朝となる場合は、早めの発表判断) 要配慮者利用施設、関係機関に氾濫警戒情報を伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2園以外の施設の登園自粛要請が「確定」 ・ 2園の代替保育実施
<p>氾濫危険水位到達 調布橋水位観測所 ：水位 1.60m 大雨特別警報発表 (警戒レベル4)</p>	<p>●第二非常配備態勢 【避難指示発令】(警戒レベル4) 全職員の配備 要配慮者利用施設、関係機関に氾濫危険情報を伝達 特別警報の住民周知、避難指示の措置状況の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2園の臨時休園が「確定」 ・ 2園以外の施設の登園自粛要請が「確定」 ・ 2園の代替保育実施
<p>堤防天端水位到達 調布橋水位観測所 ：おおむね水位 4.70m (警戒レベル5)</p>	<p>【緊急安全確保発令】(警戒レベル5) 要配慮者利用施設、関係機関に氾濫危険情報を伝達 消防団に退避指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2園の臨時休園が「確定」 ・ 2園以外の施設の登園自粛要請が「確定」 ・ 2園の代替保育実施
<p>堤防決壊・氾濫</p>	<p>要配慮者利用施設、関係機関に氾濫発生情報を伝達 住民に堤防決壊等を周知 関係機関への堤防決壊の通知、被害拡大の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2園の臨時休園が「確定」 ・ 2園以外の施設の登園自粛要請が「確定」 ・ 2園の代替保育実施

5 登園自肅要請及び臨時休園の判断基準について

次のいずれかに当てはまる場合又は今後の状況次第で当てはまることが見込まれる場合には、市は登園自肅要請又は臨時休園の検討を行う。

(1) 大雪

ア 登園自肅要請

- (ア) 雪害情報連絡会が設置された場合
- (イ) 公共交通機関の計画運休等により保育士が十分に確保できない場合

イ 臨時休園

- (ア) 雪害情報連絡会が設置された場合
- (イ) 雪害緊急対策会議が設置された場合
- (ウ) 災害対策本部が設置された場合
- (エ) 公共交通機関の計画運休等により保育士が十分に確保できない場合

(2) 風水害

ア 登園自肅要請

- (ア) 風水害緊急対策会議が設置された場合
- (イ) 公共交通機関の計画運休等により保育士が十分に確保できない場合

イ 臨時休園（浸水想定区域内の保育所等に限る。）

- (ア) 風水害緊急対策会議が設置された場合
- (イ) 災害対策本部が設置され、高齢者等避難が発令された場合
- (ウ) 高齢者等避難が発令されることなく、避難指示が発令された場合
- (エ) 公共交通機関の計画運休等により保育士が十分に確保できない場合

6 登園状況による登園自肅要請及び臨時休園の対応について

	登園前	登園後
登園自肅要請	市より登園自肅要請を行う 市 HP にて周知 園はアプリやメール等で保護者に周知	市より登園自肅要請を行う 市 HP にて周知 園はアプリやメール等で保護者に周知 保護者等にできる限り早めに引き取りにきてもらう
臨時休園	市より臨時休園をお知らせする 市 HP にて周知	市より臨時休園をお知らせする 市 HP にて周知

	園はアプリやメール等で保護者に周知	園はアプリやメール等で保護者に周知 高齢者等避難が発令された地区の保育園は避難行動を開始する
--	-------------------	---

※浸水想定区域内の保育所等は、事前に策定した避難確保計画等を事前に保護者等に説明し、避難行動後の対応について周知し、了解を得ておくこと。

7 風水害時における浸水想定区域内の施設における保育の提供について

浸水想定区域内の施設については、浸水想定区域外の保育施設と風水害時における次の事項について、施設同士で協定を締結しておくことが望ましい。

- (1) 避難先としての受入れ
- (2) エssenシャルワーカーの保育の受入れ
- (3) 共同での避難訓練の実施
- (4) その他必要な事項

8 登園自粛要請又は臨時休園後の保育再開に向けた対応について

保育所等は、危難が去った後に次の事項を確認し、速やかな保育再開に向けて努めること。

- (1) 施設の安全の確保
- (2) 施設周辺の安全の確保
- (3) ライフラインの安全の確保
- (4) 給食の提供の確保（場合によっては、一時的に弁当持参を検討）
- (5) 公共交通機関の運行再開等の状況による保育士の確保

市の判断	危難が去った後の対応
登園自粛要請	危難が去った後、上記(1)～(5)を確認し、いつから通常保育が再開できるか、市へ速やかに連絡 市は登園自粛要請を解除した場合は、市HPなどで周知 園はアプリやメール等で保護者に周知
臨時休園	危難が去った後、上記(1)～(5)を確認し、いつから通常保育が再開できるか、市へ速やかに連絡 市は臨時休園を解除した場合は、市HPなどで周知 園はアプリやメール等で保護者に周知